

西知多医療厚生組合短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年9月19日

西知多医療厚生組合管理者 宮 島 壽 男

西知多医療厚生組合規則第12号

西知多医療厚生組合短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償の支給等に関する規則の一部を改正する規則

西知多医療厚生組合短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償の支給等に関する規則（令和2年西知多医療厚生組合規則第5号）の一部を次のように改正する。
別表中「1,010円」を「1,030円」に改める。

附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。